

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多治見市長

市町村名 (市町村コード)	多治見市 (204)	
地域名 (地域内農業集落名)	小泉 (大原町・赤坂町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小泉地区の農振農用地は、中央自動車道北、JR太多線の西に広がる大原町2.3.4.5丁目と、中央自動車道南に広がる赤坂町5.6.7.8丁目に位置し、大原町と赤坂町の農地は連続していない。

大原町は、池原神社を西端にして東へ下るように田が並び、一部畑も点在する。水稻は主に、令和4年度に認定した20代の認定新規就農者が担っているが、イノシシによる被害に悩まされている。現在は、個人単位で電気柵を設置し防いでいる状況だが、今後、受益者3者以上による鳥獣害防止総合対策事業等の活用を検討していく。また、農業者の減少により、ため池や水路の管理についても難しい状況となることが予想される。

赤坂町において農振農用地に指定されている農地のほとんどは田で、生活道路を挟んで4丁目以东は市街化区域と隣接する。農地1筆ごとの面積が小さく、農地間には段差がある。さらに4、5筆ごとに住宅が建ち、場所によっては農地の連続性が損なわれている。農地のほとんどは、地主本人が兼業農家として耕作を継続しているが、住宅地に隣接するため、早朝の草刈りや作業車の停車にも気を使う状況である。また、相続を契機に放置された耕作放棄地が点在し、農地の保全も大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大原町は、現在若い認定新規就農者が、ほとんどの水田を担っている。今後も農地を集積・集約を進めていく。赤坂町は、将来の「農業を担う者」が確保できていないため、地主本人が兼業で水稻を継続する予定。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農振農用地の有効活用を基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
「農業を担う者」に農地を集積・集約することを基本とし、継続して農地バンクを活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化を図るためには、必要に応じて畦畔修繕・除去などを考慮しなければならないが、費用対効果を検討しなければならない。そのためにも将来の「農業を担う者」の確保が課題となる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
継続して「農業を担う者」の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて委託サービスを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①農業再生協議会による鳥獣害防止総合対策事業等を活用した防護柵を設置するなど獣害対策を進める。
 ②③コスト削減に努め、機械導入や施設改良などにより作業効率を高める。従事者の負担軽減を図る。
 ⑦新たな担い手確保のため、農地の保全管理に努める。